

令和5・6年度聖籠町物品等入札参加資格審査申請要領

令和5・6年度において、聖籠町が発注する物品の購入又は物品の製造の請負についての一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議(以下「競争入札等」といいます。)に参加しようとする方は、聖籠町物品等入札参加資格審査規程(平成9年訓令第3号)及びこの要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」といいます。)の申請をして、資格審査を受け、参加有資格者となる必要があります。

1 提出期間及び提出方法

(1) 提出期間

令和5年2月1日～随時受付(土・日・祝日を除く8時30分～17時15分)

(2) 提出方法

提出先へ持参又は郵送してください。

(3) 提出方法

提出の際は、紙ひも、ホチキス綴じとし**1部**提出してください。(ファイル綴じ、黒紐綴じは不可)

(4) 受領確認

受領書が必要な方は、受付印を押印しますので、申請書類の控え等をお持ちください(郵送の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください)。

2 参加資格の有効期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日まで

3 参加資格

資格審査申請をすることができる方は、次に掲げる要件のいずれにも該当しない方です。

(1) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを得ていない者

(2) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日(以下「審査基準日」という。)

において、引き続き1年以上事業を営んでいない者。(参加資格を有する者であって引き続き1年以上事業を営んでいたものから、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち町長が特に必要と認めたものを除く。)

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年以内であって町長が定める期間を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
- (5) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (6) 暴力団員であると認められる者
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (9) 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。下記(10)において同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- (10) 法人であって、その役員のうち(6)から(8)までのいずれかに該当する者があるもの。
- (11) 聖籠町の町税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者。

4 参加資格の種類

別表の「営業品目表」のとおりです。

5 申請内容等に変更があった場合

申請書等提出後、申請事項に変更があった場合は「変更の届出」が必要です。詳しくは町ホームページをご覧ください。

6 提出先及び問い合わせ先

聖籠町総務課 総務管理係

〒957-0192 北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635-4

Tel 0254-27-2111 (内 221) Fax0254-27-2119

7 申請書及び添付書類

申請書及び添付書類	業者の別	
	町内業者 ※1	町外業者 ※1
① 物品入札参加資格審査申請書（第1号様式）	◎	◎
② 営業概要（別紙1）	◎	◎
③ 営業の沿革等（別紙2）	◎	◎
④ 登記事項証明書又は身分証明書等（写し可） 法人：登記事項証明書（現在事項全部証明書） 個人：身分証明書（本籍地の市町村長が発行したもの）	◎	◎
⑤ 聖籠町の納税証明書	◎	×
⑥ 法人税または所得税の納税証明書	◎	◎
⑦ 消費税及び地方消費税の納税証明書	◎	◎
⑧ 財務諸表（写し可） 法人：貸借対照表及び損益計算書 個人：確定申告書、青色申告書及び貸借対照表又はこれに準ずるもの	◎	◎
⑨ 使用印鑑届（第3号様式）	△	△
⑩ 暴力団排除等に関する誓約書	◎	◎
⑪ 添付書類 免許証等の写し、代理店証明書等の写し、契約書等の写し	△	△
⑫ 委任状（第4号様式）	○	○

◎：必須

○：主たる営業所に代わって、入札・契約行為を営業所等に委任する場合

△：該当がある場合

×：提出不要

※1：「町内業者」とは聖籠町内に営業所を有する業者を、「町外業者」とは町内業者以外の業者をいいます。

8 記入方法

申請書は主たる営業所で作成してください。したがって、申請者は、主たる営業所の代表者となります。必ず代表者の実印を申請書に押印してください。

(1) 物品入札参加資格審査申請書（第1号様式）

ア 「申請区分」の欄

令和元・2年度の聖籠町の物品入札参加資格を有しない方が、新規に申請する場合は「新規」に、それ以外の方は「継続」に○を付けてください。

イ 「登録番号」の欄

新規申請以外の方は、令和元・2年度の聖籠町の物品入札参加資格を認められた際の、番号を記載してください。（名簿は町ホームページに掲載しています。）

初めて申請する方は、空欄で提出してください。以下同じ。

ウ 「郵便番号・住所・フリガナ・商号又は名称・氏名（代表者氏名）・電話番号・FAX番号」の欄

・「住所・商号又は名称」は、本社を記載してください。法人の方は登記事項証明書の住所及び商号等を記入してください。

・「フリガナ」は、商号又は名称をカタカナで記入してください。

エ 「営業区分」の欄

印刷・印章類の取扱業者の方は「2 製造」に、それ以外の方は「1 販売」に○を付けてください。

オ 「希望する営業品目」の欄

別表「営業品目表」の「大分類」「中分類」「取扱品目」の中から入札等に参加したい順に記入してください。

取扱品目が、別表に記載のない場合は、その品目の具体名を記載してください。

カ 「申請書記載担当者」の欄

この申請書についての問い合わせ先を記入してください。

(2) 営業概要（別紙1）

ア 「新潟県内における営業所」の欄

新潟県内にある営業所等について記載してください。

特に委任先の営業所がある場合は、県内以外の営業所でも必ず記載してください。

イ 「主な取扱品名」の欄

主要な取扱品名を記載してください。

なお、例示している以外で特記すべき取扱品目があれば、この欄に具体的に記入してください。

ウ 「代理（特約）店契約している主なメーカー名」の欄

代理（特約）店契約をしている主なメーカー名について記入してください。（代理店証明書等の写しを添付してください。）

エ 「常勤職員数」の欄

① 「技術関係職員」の欄

審査基準日における職員のうち、技術関係職員の方の人数を記入してください。

② 「事務関係職員」の欄

審査基準日における職員のうち、事務関係職員の方の人数を記入してください。

③ 「その他の職員」の欄

審査基準日における職員のうち、技術関係職員及び事務関係職員以外の方の人数を記入してください。

(3) 営業の沿革等（別紙2）

ア 「営業の沿革」の欄

「創業後の沿革」欄には、組織の変更、合併、分割、営業の休止、営業の再開又は商号若しくは名称の変更を記載してください。

イ 「営業許可等一覧表」の欄

入札参加を希望する営業品目が、法令に基づく営業に関する許可、登録、認可及び届出等を必要とする場合にその許可等の名称を記入してください。（許可書等の写しを添付してください。）

ウ 「契約実績一覧表」の欄

審査基準日の直前2年間の営業年度における官公庁等との契約高で主たるものを記載してください。

(4) 納税証明書

それぞれの税の証明書は、証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のもので、未納税額のない証明書を提出してください。写しでも可とします。

ア 聖籠町の納税証明書

町内業者の方のみ提出してください。納税証明書は、役場税務課で交付します。

イ 法人税または所得税の証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書

下記のを提出してください。所在地の税務署で発行。

個人用：所得税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の2」

法人用：法人税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の3」

(5) 使用印鑑届 (第3号様式)

主たる営業所が登録している印鑑（以下「実印」といいます。）以外を使用する場合に提出してください。委任先が使用する印鑑をこの様式で届け出る必要はありません。委任状に押印してください。

(6) 暴力団排除等に関する誓約書

聖籠町物品等入札参加資格審査規程第2条第1項第5号ア～キまでのいずれにも該当しないこと、及び各種法令を遵守することを誓約する書面です。内容を確認のうえ、主たる営業所の住所、商号又は名称、代表者職及び氏名を記入し、代表者印を押印してください。

(7) 委任状

主たる営業所に代って、聖籠町との入札・契約行為を営業所に委任する方のみ提出してください。様式は任意ですが、以下の点に注意し、作成してください。

ア 委任者は、本人（法人の場合はその代表者、以下同じ。）であること。

イ 受任者は、主たる営業所に代って聖籠町との物品の購入又は物品の製造の請負について、すべての責任を負う営業所の代表者であること。

ウ 委任する内容に、参加資格の委任期間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）を通じて、聖籠町が発注する物品の購入又は物品の製造の請負に係る本人の入札、見積、代金請求その他契約に関する行為のすべてが含まれていること。

エ 委任先の宛名は、聖籠町長であること。

オ 委任を受ける営業所は1箇所に限ること。

営業品目表

大分類		中分類		取扱品目例
コード	品目	コード	品目	
1	文具・事務機器類	1	用紙	洋紙、和紙、加工紙等
		2	文具・事務機器	文房具 計算機、複写機、印刷機 ワープロ、パソコン、ソフト等
2	家具類	1	家具	木製、スチール家具、室内装飾家具等
3	印刷・印章類	1	軽印刷・活版	タイプ、清打、写植等
		2	平版	ポスター、地図等
		3	フォーム印刷	連続伝票、OCR、OMR 帳票等
		4	青写真	焼付、マイクロフィルム作成
		5	印章	作製印
4	機械類	1	電気・通信機器	家庭電気、電力、通信機器、電装品、端末機、視聴覚等
		2	医療機器	レントゲン、心電計、医療ベット等
		3	理化学機器	各種実験機器、分析機器等
		4	計測機器	気象用計器、測量用計器、音響測定器、観測機器等
		5	写真機器	写真機等
		6	厨房機器	調理器、調理台、流し台等
		7	消防機器	消火器、消防用品等
		8	工事産業機器	建設、農業、水産、畜産、工作、繊維機械等
		9	冷暖房機器	ストーブ、ボイラー、エアコン等
		10	その他	上記以外の諸機器
5	薬品類	1	人体・動物 薬品	工業薬品 農業薬品 化学薬品等
		2	その他	

6	車両・船舶類	1	車両	自動車、自動二輪車、自転車等
		2	船舶	モーターボート、ヨット等
		3	その他	車両及び船舶の部品、電装品等
7	燃料・油脂類	1	燃料・油脂類	ガソリン、灯油、潤滑油、A重油、プロパン類等
8	工 事 用 材 料 類	1	鋼材	鋼材、鋼管、アルミ等
		2	アスファルト・コールター ール類	アスファルト、コールター等
		3	セメント類	セメント、石灰、コンクリート等
		4	砂利・砕石類	砂、砕石等
		5	標識	道路標識、スノーポール等
		6	諸材料類	木材、塗料、ガラス、建具、水道用品等
		7	その他	防じん剤等
9	雑 類	1	総合商社・百貨等	総合商社及び百貨店等多様な商品を取り扱う営業
		2	楽器	ピアノ、レコード等
		3	運動・娯楽用品	スキー、野球用品等
		4	書籍	
		5	食料品	
		6	時計・徽章・記念品類	徽章、カップ、時計、記念品等
		7	被服繊維	衣料、帽子等
		8	皮革・ゴム製品	靴、靴類
		9	看板・旗類	
		10	保安用品	ヘルメット等
		11	日用雑貨	家庭金物、荒物
		12	その他	肥飼料類、警察防護用品、舞台装置、展示品等